関係資料

1	1	(1)	給付の見直し関係・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
2	1	(2)	適用範囲の見直し関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1	6
3	1	(3)	育児休業給付の見直し関係	.		•	•	•	•	•	•	•		2	2
4	2	雇用]保険料率について・・・	•	•	•			•	•	•	•		3	0

非正規労働者の雇止め等の状況について

今回の集計結果は、全国の労働局及び公共職業安定所が、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する聞き取り等により把握した状況をまとめたものである。

※ 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例である。

1. 全国集計結果

派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、本年10月から来年3月までに実施済み又は実施予定として、11月25日時点で把握できたものは、全国で47都道府県、477件、約3万人となっている。

また、雇用形態別の対象人数の割合をみると、「派遣」が65.8%、「契約(期間工等)」が19. 2%、請負が10.6%等となっている。

(集計結果) 47都道府県 477件 30,067人 (雇用形態別の内訳) 派遣 292件 19,775人 (65.8%) 契約(期間工等) 89件 5,787人 (19.2%) 請負 36件 3,191人 (10.6%) その他 60件 1,314人 (4.4%)

|2. 雇用形態別・産業別の集計結果|

派遣	19,775 人		·		(人)
	産業計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	5, 991	5, 985	0	0	6
その他(中途解除等)	13, 784	13, 471	15	202	96
契約(期間工等)	5, 787 人				
	産業計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	4, 128	4, 118	0	10	0
その他(解雇等)	1, 659	1, 420	59	146	34
請負	3, 191 人				
	産業計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	886	821	0	0	65
その他(中途解除等)	2, 305	1,772	30	0	503
その他	1,314 人				
	産業計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
期間満了	489	381	0	63	45
その他(解雇等)	825	277	51	304	193

[※] 各雇用形態別、産業別の人数のうち、期間満了として報告のあったものを集計。

「その他(中途解除等)」、「その他(解雇等)」は、それぞれ、中途解除及び不明、解雇及び不明である。

^{※ 10}月報告(製造業における派遣・請負労働者等雇止め状況)の約4,940人の事例うち、約4,200人の事例を含む。

3. 都道府県別集計結果

		派	遣	契約(期	間工等)	請	負	その	他		it
L		人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数計	件数計
1	北海道	200	1	48	3	0	0	60	1 ;	308	5
2	青森	262	3	21	_1	41	1	0	0	324	5
3	岩手	139	2	210	4	0	0	7	1	356	7
4	宮城	1,073	18	65	2	58	1	14	2	1,210	23
5	秋田	30	3	131	5	11	1	89	4	261	13
6	山形	309	7	42	2	66	1	6	1	423	11
	福島	674	19	89	4	0	0	27	2	790	25
8	茨城	560	4	29	1	35	1	2	1	626	7
9	栃木	1,104	16	546	7	30	1	0	0	1,680	24
10	群馬	151	1	9	1	60	2	0	0	220	4
11	埼玉	135	4	0	0	0	0	0	0	135	4
12	千葉	47	3	153	3	0	0	0	· 0	200	6
_13	東京	3	1	666	5	0	0	331	7	1,000	13
14	神奈川	663	5	570	2	0	0	0	0	1,233	7
15	新潟	325	4	125	6	28	1	73	2	551	13
16	富山	651	10	0	0	0 }	0	0 \	0	651	10
17	石川	303	15	43	1	0	0	1	1	347	17
18	福井	410	2	0	0	0	0	0	0	410	2
19	山梨	124	4	0	0	0	0	0	0	124	4
20	長野	1,373	32	102	3	40	1	101	8	1,616	44
21	岐阜	1,410	7	276	1	300	1	0	0	1,986	9
22	静岡	1,052	14	229	4	40	2	67	5	1,388	25
23	愛知	1,970	13	1,454	8	680	3	0	0	4,104	24
24	三重	789	16	7	5	90	3	13	7	899	31
25	滋賀	307	6	0	0	24	1	300	1	631	8
26	京都	90	1	181	3	0	. 0	39	2	310	6
27	大阪	0	0	237	5	0	0	80	3	317	8
28	兵庫	127	3	0	0	200	2	1	1	328	6
29	奈良	12	2	0	0	0	0	0	. 0	12	2
30	和歌山	50	5	0	0	0	0	0	0	50	5
31	鳥取	124	2	0	0	0	0	20	1	144	
32	島根	35	5	57	3	2	2	13	2	107	12
33	岡山	592	7	0	0	0	0	0	0	592	7
34	広島	1,547	17	18	1	0	0	3	1	1,568	19
35	ЩП	833	4	0	0	0	0	0	0	833	4
36	徳島	24	2	0	0	78	1	0	0	102	3
37	香川	188	6	2	1	0	0	0	0	190	7
38	愛媛	366	1	0	0	0	0	0	0	366	1
39	高知	0	0	61	3	0	0	0	0	61	3
40	福岡	547	8	0	0	0	0	3	1	550	9
41	佐賀	592	8	0	0	2	1	0	0	5 <u>94</u>	
42	長崎	67	2	0	0	0	0	12	2	79	4
43	熊本	130	2	19	1	0	0	0	0	149	
44	大分	46	1	385	2	1,126	8	0	0	1,557	
45	宮崎	311	3	5	1	250	1	12	_ 1	578	
46		30	3	7	1	30	1	35	2	102	
47	沖縄	0	0	0	0	0	0	5	1	5	
		19,775	292	5,787	89	3,191	36	1,314	60	30,067	

<参考>正社員の離職(予定)者数(人)

産業計	製造業	運輸業	卸・小売業	その他
2, 028	441	713	537	337

- ※ 毎月労働局から報告を受けている企業整備に伴う離職(予定)者数100人以上の事例について集 計。
- ※ 本年10月から来年3月までに実施済み又は実施予定として、11月25日時点で把握できたもの。
- ※ 10月報告の約3,700人の正社員の離職事例のうち、約100人の事例を含む。

失業給付(基本手当)の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業(* 1)した場合において、離職の日前2年間に被保険者であった期間が12月以上ある場合には(倒産、解雇等による離職の場合は、離職の日前1年間に被保険者であった期間が6月以上ある場合にも)、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給(* 2)される。

- * 1)「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(雇用保険法第4条第2項)
- *2) なお、自己都合離職者(正当な理由による自己都合離職者を除く。)又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則 80 ~ 50%、 所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対 しては 90 日~ 150 日(一般の離職者)、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間 的余裕なく離職を余儀なくされた者(特定受給資格者)に対しては 90 日~ 330 日とな っている。

給付日数(原則)

(イ) 倒産、解雇等による離職者((ハ)を除く)

被保険者であった期間	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上	
区分	一十个侧	5年未満	10年未満	20年未満	20年以工	
30歳未満		90日	120日	180日	-	
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日	
35歳以上45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日	
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日	
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日	

(ロ) 一般の離職者((ハ)を除く)

被保険者であった	1年未満	1年以上	5年以上	10年以上	20年以上
区分	1 千不凋	5年未満	10年未満	10年未満 20年未満	
全年齢	_	90日	90日	120日	150日

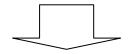
(ハ) 就職困難な者 (障害者等)

被保険者であった	1 年土港	1年以上	5年以上	10年以上	20年以 L		
期間 区分	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上		
45歳未満 150日		300日					
45歳以上65歳未満	150日	360⊟					

受給資格取得要件の見直しについて

〈現行〉

更新·離職理	被保険者であった期間由	6月以上12月未満	12月以上
期間雇用者の	更新明示	0	0
雇い止め	更新不明示	×	0



〈検討の方向性の具体的イメージ〉

(NAME of ADIT							
更新·離職理	被保険者であった期間由	6月以上12月未満	12月以上				
期間雇用者の	更新明示	0	0				
雇い止め	更新不明示	0	0				

受給資格区分の見直しについて

※ 一般一般の受給資格者特定一般の受給資格者

一般(暫定特定) = 原則一般の受給資格者に係る所定給付日数とするが、暫定期間中は特例的に特定受給資格者に係る所定給付日数とする者

〈現行〉

更新•離職理由	期 間	被保険者期間6月以上 12月未満	被保険者期間12月以上 雇用期間3年未満	雇用期間3年以上
期間雇用者の	更新明示	特定	一般	特定
雇い止め	更新不明示	×(受給資格なし)	一般	特定
正 当 理	由 離 職	暫定特定	一般	一般



〈検討の方向性の具体的イメージ〉

更新•離職理由	期間	被保険者期間6月以上 12月未満	被保険者期間12月以上 雇用期間3年未満	雇用期間3年以上
期間雇用者の	更新明示	特定	特定	特定
雇い止め	更新不明示	一般(暫定特定)	一般(暫定特定)	特定
正 当 理	由離職	一般(暫定特定)	一般	一般

一般被保険者数の年齢別推移

(単位:人、%)

	一般被保険者数							
		29歳以下	30~44歳	45~59歳	60~64歳			
平成10年度	33, 317, 528 (△ 0.5)	9, 771, 768 (🛆 2.6)	10, 925, 950 (0.9)	11, 212, 644 (0.1)	1, 407, 168 (🛆 1.8)			
平成11年度	33, 052, 958 (△ 0.8)	9, 438, 728 (🛆 3.4)	11, 071, 411 (1.3)	11, 170, 756	1, 372, 065			
平成12年度	33, 063, 068 (0.0)	9, 200, 251 (△ 2.5)	11, 326, 906 (2.3)	11, 152, 591 (△ 0.2)	1, 383, 323 (0.8)			
平成13年度	33, 277, 464 (0.6)	8, 961, 224 (△ 2.6)	11, 699, 185 (3.3)	11, 158, 963 (0.1)	1, 458, 092 (5.4)			
平成14年度	33, 143, 535	8, 620, 939 (△ 3.8)	12, 034, 684 (2.9)	10, 962, 101 (△ 1.8)	1, 525, 811 (4.6)			
平成15年度	33, 327, 589 (0.6)	8, 322, 867	12, 465, 612 (3.6)	10, 950, 787	1, 588, 324 (4.1)			
平成16年度	33, 891, 135 (1.7)	8, 152, 005	12, 983, 507 (4.2)	11, 060, 777	1, 694, 847			
平成17年度	34, 464, 199 (1.7)	8, 055, 363 (△ 1.2)	13, 433, 493 (3.5)	11, 255, 958 (1.8)	1, 719, 385			
平成18年度	35, 247, 797 (2.3)	8, 050, 113 (△ 0.1)	13, 908, 961 (3.5)	11, 522, 565 (2.4)	1, 766, 158 (2.7)			
平成19年度	36, 164, 864 (2.6)	8, 107, 042 (0.7)	14, 387, 372 (3.4)	11, 614, 823 (0.8)	2, 055, 627			

⁽注1) 数値は年度間月平均値である。

⁽注2) ()内は対前年同月比である。

再就職手当の概要

1 概要

受給資格者が安定した職業に就いた場合において、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、当該受給資格に基づく所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上である者について支給される。

2 支給要件

次のすべてに該当する場合に支給する。

- (1) 就職日の前日における基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1 以上かつ45日以上であること。
- (2) 1年を超えて引き続き雇用されることが確実と認められる職業に就き、 又は事業を開始した者であること。
- (3) 離職前の事業主(関連事業主を含む。)に再び雇用されたものでないこと。
- (4) 待期期間の経過後に職業に就き、又は事業を開始したこと。
- (5) 給付制限を受けた場合については、待期期間の満了後1ヶ月については、 公共職業安定所等の紹介により職業に就いたこと。
- (6) 求職の申込み前になされた雇用予約に基づいて雇用されたものでないこと。
- (7) 安定した職業に就いた日前3年以内の就職について、就業促進手当の支給を受けたことがないこと。
- (8) その他、就業促進手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められるものであること。

3 支給額

基本手当日額に支給残日数に相当する日数の10分の3を乗じて得た額

4 根拠条文

雇用保険法第56条の2

5 その他

支給額を基本手当日額で除した日数(=支給残日数に相当する日数の10分の3)分については、基本手当の支給を受けたものとみなされる。

常用就職支度手当の概要

1 概要

常用就職支度手当は、受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他就職が困難な者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたときに支給される。(雇用保険法第56条の2)

2 支給要件等

(1) 支給対象者

受給資格者、特例受給資格者(特例一時金の支給を受けた者であって、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算して6ヵ月を経過していない者を含む。)及び日雇受給資格者であって次のいずれかに該当する者。

- イ 身体障害者
- 口 知的障害者
- ハ 精神障害者
- 二 就職日において45歳以上である雇用対策法等に基づく再就職援助計画等の対象となる る受給資格者
- ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者(特例受給資格者)であって、通年 雇用安定給付金の支給対象となる事業主に通年雇用される者
- へ 日雇受給資格者であって、日雇労働被保険者として就労することを常態としていた者 であり、就職日において45歳以上である者
- ト その他次に掲げる就職が困難な者
 - (イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者 求職手帳の所持者
 - (ロ) 刑余者
 - (ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者

(2) 支給要件

次のいずれにも該当すること。

- イ 公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により1年以上引き続いて雇用されること が確実であると認められる職業に就いたこと。
- ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ハ 待期期間又は給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- 二 常用就職支度手当を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。 ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度手当の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度手当は支給されない。

(3) 支給額

基本手当日額×90×30%

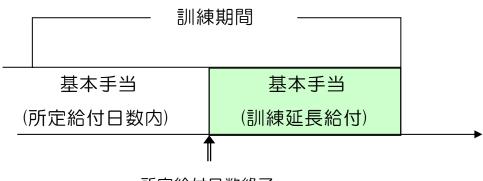
(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。具体的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
9 0 日以上	27日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の30%相当日数分の基本手当
4 5 日未満	13.5日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,875円(60歳以上65歳未満は4,738円)

訓練受講者に対する支援について

失業給付(基本手当)の受給資格者が、公共職業安定所長の受講指示により、公共職業訓練等を受講する場合に、訓練を受けている期間(最長2年間を限度とする。)内の失業している日について、所定給付日数(90~330日)を超えて基本手当(「訓練延長給付」)が支給される。なお、この他に「技能習得手当」として、受講手当(日額500円)等があわせて支給される。



所定給付日数終了

雇用保険の適用基準について

考え方

雇用保険は、自らの労働により賃金を得て生計を立てている労働者が失業した場合の生活の安定等を図る制度であり、その趣旨にかんがみ、保護の対象とする労働者を一定の者に限っている。

一般に保険とは、同種類の偶発的な事故による危険にさらされている人々がこの危険の分散を図るために危 険集団を構成するものであるが、雇用保険制度においては、この同種類の危険にさらされている人々として、週の 法定労働時間が40時間であること等を考慮し、20時間を適用の下限としている。

短時間就労者(その者の1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間よりも短く、かつ、40時間未満である者をいう。)については、次のいずれにも該当するときに限り被保険者として取り扱う。

- イ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ロ 反復継続して就労する者であること(1年以上引き続き雇用されることが見込まれること。)。

強制適用としている理由

失業リスクは個人、産業、地域等により異なるため、仮に雇用保険を任意加入で運営すれば、失業リスクの高い者のみが加入するという「逆選択」を引き起こし、保険制度として運営困難となる。したがって、強制保険として運営する必要がある。